



天羽土地改良区 だより (号外)



土地改良区から重要なお知らせがあります!!

土地改良法の改正に伴い、令和4年4月9日から任期の総代及び同年5月9日から任期の役員の定数が変更となります。

各選挙区ごとの定数は次表のとおりとなります。

1 総代の定数

総代の定数 45人 から 30人 に変更!!

| 選挙区 | 選挙区域 (大字) | 総代定数 | |
|-----------|-----------|------|-----|
| | | 変更前 | 変更後 |
| 第1区 関豊 | 豊岡 | 3人 | 1人 |
| | 御代原 | 1人 | 1人 |
| | 関 | 1人 | 1人 |
| | 大田和 | 1人 | 1人 |
| | 大川崎 | 1人 | 1人 |
| 計 | | 7人 | 5人 |

| 選挙区 | 選挙区域 (大字) | 総代定数 | |
|----------|-------------------|------|-----|
| | | 変更前 | 変更後 |
| 第2区 環 | 関尻 | 1人 | 1人 |
| | 上後 | 2人 | 1人 |
| | 高溝・東大和田 ・恩田・寺尾 | 4人 | 1人 |
| | 押切・六野 | 2人 | 1人 |
| | 大森 | 1人 | 1人 |
| | 田原・山脇 | 2人 | 1人 |
| | 小志駒・岩本 | 2人 | 1人 |
| | 計 | 14人 | 7人 |

| 選挙区 | 選挙区域 (大字) | 総代定数 | |
|----------|-----------|------|-----|
| | | 変更前 | 変更後 |
| 第3区 湊 | 桜井 | 2人 | 1人 |
| | 台原 | 1人 | 1人 |
| | 望井 | 1人 | 1人 |
| | 更和 | 2人 | 1人 |
| | 加藤 | 1人 | 1人 |
| | 数馬 | 2人 | 1人 |
| | 岩坂 | 1人 | 1人 |
| 計 | | 10人 | 7人 |

| 選挙区 | 選挙区域 (大字) | 総代定数 | |
|------------|-----------|------|-----|
| | | 変更前 | 変更後 |
| 第4区 天神山 | 長崎 | 1人 | 1人 |
| | 横山 | 1人 | 1人 |
| | 不入斗 | 2人 | 1人 |
| | 花輪 | 1人 | 1人 |
| | 相川 | 2人 | 1人 |
| | 売津 | 1人 | 1人 |
| | 海良 | 1人 | |
| | 計 | | 9人 |

| 選挙区 | 選挙区域 (大字) | 総代定数 | |
|-----------|-----------|------|-----|
| | | 変更前 | 変更後 |
| 第5区 竹岡 | 竹岡 | 5人 | 5人 |
| 計 | | 5人 | 5人 |

新総代の任期

令和4年4月9日から

令和8年4月8日まで (4年間)

2 役員の数

新役員の任期

役員の数 16人 から 12人 に変更!!

令和4年5月9日から

令和8年5月8日まで(4年間)

| 被選任区 | 選挙区域(大字) | 変更前 | | 変更後 | |
|------------|---|-----|----|-----|------------|
| | | 定数 | | 定数 | |
| | | 理事 | 監事 | 理事 | 監事 |
| 第1区 関豊 | 豊岡、御代原、関、大田和、大川崎 | 2人 | 2人 | 1人 | 1人 |
| 第2区 環 | 関尻、上後、高溝、東大和田、恩田、寺尾、押切、六野、大森、田原、山脇、小志駒、岩本 | 3人 | | 2人 | |
| 第3区 湊 | 桜井、台原、望井、更和、加藤、数馬、岩坂 | 2人 | | 2人 | |
| 第4区 天神山 | 長崎、横山、不入斗、花輪、相川、売津、海良 | 2人 | | 2人 | |
| 第5区 竹岡 | 竹岡 | 2人 | | 1人 | 1人 |
| 知識経験者 | | 2人 | 1人 | 1人 | 1人 (員外) |
| 計 | | 13人 | 3人 | 9人 | 3人 |

◎土地改良法の改正により監事のうち1名は組合員以外となります。

任期満了による総代選挙が実施されます!!

令和4年4月8日を以って、天羽土地改良区総代の任期が満了となります。

土地改良法の改正に伴い、今回からの選挙事務は、富津市選挙管理委員会管理の選挙は廃止されました。

今後は、天羽土地改良区で選挙事務を行うことになりました。

選挙の日程等は各地区総代の皆様を通じお知らせする予定です。

組合員の皆さまのご協力をお願いいたします。

また、令和4年5月8日には役員も任期満了となりますので、併せてお知らせ致します。

**総代会の書面議決
対応について!!**

令和3年度開催の総代会から、天羽土地改良区では総代会の「書面議決」による措置が認可されました。

令和2年当初に発生した「新型コロナウイルス」の影響に伴い、一昨年度の総代会から、特例により書面議決を可とする措置を行い、感染拡大防止のため規模を縮小し開催しておりましたが、第52回通常総代会において、定款の一部変更が可決されました。

なお、千葉県での認可により、次回の総代会から正式に総代会の「書面議決を可とする措置」が適用されます。

用排水調整委員会のおしらせ

現在、天羽土地改良区の農業用水の利水調整については、「水利使用規則」の定めのほか、利水調整規程の配水計画に基づき行われております。

天羽土地改良区では、新たに「用排水調整委員会」を設置し、用水管理及び用水供給についての検討機関として位置付けいたします。

今後は、現在の「水利組合長」に「用排水調整委員」の就任を要請し、幹線ブロックごとの用水管理を行って戴けるよう整備しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、令和4年度の本格始動を目指しておりますので、皆様にはご理解戴きますよう、お願いいたします。